

平成30年度「東京都シルバーパス」更新のお知らせ

～更新手続は9月中に一斉更新会場にて行います～

8月下旬に、(一社)東京バス協会から、いまシルバーパスをお持ちの方に **更新手続のご案内** がご自宅に郵送されます。お客様自身で事前の準備が必要です！更新手続のご案内を必ずお読みください。

日時・会場

郵送された更新申込書に記載のある日時と会場をご確認ください。

指定された日時でご都合が悪い場合は、他の日にち及び会場でも更新手続ができます。

対象者 費用

対象者		費用	★必要書類★
①	平成30年度の住民税が「課税」の方で、③以外の方	20,510円	(1)～(4)全て
②	平成30年度の住民税が「非課税」の方	1,000円	(1)～(4)全てと (ア)～(ウ)の いずれか1つ
③	平成30年度の住民税が「課税」であるが、 平成29年の合計所得金額 ^(※) が125万円以下の方		

(※)不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、税法上の合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。

詳しくは下表

★ 必要書類 ★

全員に必要なもの

(1)	シルバーパス更新申込書
(2)	いまお使いの緑色のシルバーパス(有効期限が平成30年9月30日までのもの)
(3)	本人確認書類(保険証・運転免許証など)
(4)	現金(1,000円または20,510円)

1,000円でパスを更新する方は、次のいずれか1つを併せてご用意ください。
(ただし、青色の更新申込書が届いた方は、上記の(1)～(4)のみご用意ください。)

(ア)	平成30年度 介護保険料納入(決定)通知書 (右記の(1)または(2)にあてはまるもの) <u>※再発行不可・仮決定通知書使用不可</u>	(1) 所得段階区分欄に「1」～「6」の記載があるもの ただし、品川区・目黒区・世田谷区・武蔵野市・昭島市・福生市・あきる野市は「1」から「7」まで、八丈町は「1」から「9」まで (2) 「合計所得金額」の記載欄に125万円以下の記載があるもの 「7」段階(品川区・世田谷区は「8」まで)の方でも合計所得金額が125万円以下場合があります。ただし、下記の区市町村にお住まいの方は、合計所得金額の記載欄がないため、「平成30年度住民税(非)課税証明書」が必要になります。文京区・品川区・足立区・稲城市・西東京市・瑞穂町・檜原村・島しょ(八丈町を除く)
(イ)	平成30年度 住民税(非)課税証明書	平成30年1月1日に居住していた区市町村で発行したもの。申請には、手数料、本人確認書類、印鑑等が必要。代理人が申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類、印鑑等が必要。
(ウ)	生活保護受給証明書	「生活扶助」を表す記載がある、平成30年4月以降に発行されたもの。

(注) 対象者③の方で、平成29年に不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、必要書類が異なる場合があります。下記までお問い合わせください。

【お問合せ】(一社)東京バス協会・シルバーパス専用電話

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

☎ 03-5308-6950

■8月20日からは一斉更新専用電話にお問合せください。

☎ 03-6757-0077 ☎ 03-4531-0070

東京都シルバーパスは(一社)東京バス協会
で実施しています。お住まいの地域の役所・
役場では発行しておりませんので、お問合せ
はご遠慮ください。